

関西電力株式会社第95回定時株主総会における京都市提案

第 号議案 定款一部変更の件（1）

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第 条の 2 本社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

第 号議案 定款一部変更の件（2）

▼提案の内容

「第 章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

（取締役の報酬の開示）

第 条の2 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

▼提案理由

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

電気料金に関しては、過去2回にわたり、8府県と4指定都市から構成される関西広域連合から、電気料金の値上げに対し申し入れを実施しているが、前回の値下げによっても値上げ前の電気料金には、まだ戻ったとは言えない。

また、平成29年度における本提案は、株主からの提案の中で最も高い約4割の賛成を得ており、株主のコストに対する意識は高いと思われる。

こうした状況も踏まえて、需要家へのコストに関する説明責任をしっかりと果たすべきであり、取締役の報酬に関する情報を個別に開示すべきである。

第 号議案 定款一部変更の件（3）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し，以下の条文を追加する。

第 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（代替電源の確保）

第 条 本会社は，原子力発電の代替電源として，再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や環境性能に優れた高効率の天然ガス火力発電所の新增設など，多様なエネルギー源を導入し，新たな発電事業を積極的に推進することにより，低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために，当面の対策として，電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え，関西以外の I P P ・コジェネ買取を含む M & A の強化や環境性能に優れた高効率の天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努めるとともに，再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

第 号議案 定款一部変更の件（４）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し，以下の条文を追加する。

第 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（事業形態の革新）

第 条 本会社は，電気事業を営むにあたって，多様な主体の自由・公正な競争により，原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し，供給力の向上と電気料金の安定化を図るため，必要な法制度の整備を国に要請し，可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案理由

脱原発の推進には，自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し，供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきである。

関西電力も，近年深刻化する災害等にも対応し，電力の安定供給を行うことが使命である一般送配電事業については，送配電部門の子会社化による法的分離を見据えた組織改正を実施しているが，最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど，発送電分離に向けた事業形態の革新に取り組み，より中立的な送配電事業の強化を図るべきである。

第 号議案 定款一部変更の件（5）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し，以下の条文を追加する。

第 章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発依存と安全性の確保）

第 条 本会社は，原子力発電に依存しない，持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において，原子力発電所を稼働する場合は，既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに，原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で，必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案理由

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を踏まえれば，ひとたび原子力発電所で大事故が発生すれば，市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり，原子力発電に依存しない，持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。第 1 項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において，原子力発電所を稼働する場合は，既設の火力発電所等の効率的な活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに，原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより，更なる原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で，必要最低限の範囲で行う必要がある。